

議案第八十四号

学校職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の廃止について

次のとおり学校職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年五月十日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年五月十日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

学校職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を廃止する条例

学校職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。